

# 監 査 報 告

本協会規約第13条第1項の規程により、会長理事から提出された令和3年度事業報告書及び収支決算書の各事項について監査を実施したところ、その内容は適正なものと認めます。

宮城県さけます増殖協会

令和4年7月21日

監 事 加藤



監 事 菊地 幹彦

